

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部 F D・S D 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部のファカルティ・ディベロップメント（以下「F D」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「S D」という。）活動を推進するために設置する、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部 F D・S D 委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) F D 推進のための企画及び実施に関すること。
- (2) S D 推進のための企画及び実施に関すること。
- (3) F D・S D 推進に係るデータ収集のための企画及び実施に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学科長
- (2) 短期大学部の教員のうちから評議会が選定した者 3 人
- (3) 総務企画課長
- (4) 教務課長
- (5) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第2号及び第5号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学科長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(評議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画課で行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。